

令和7年1月10日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する 意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申 －433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリ の導入に係る制度整備－

総務省は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の一部を改正する省令案等について、令和6年11月16日（土）から同年12月16日（月）までの間、意見募集を行いました。その結果、5件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、当該省令案等及び周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する告示案について、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

1 概要

タイヤ空気圧モニタリングシステム（TPMS: Tire Pressure Monitoring System）及びリモートキーレスエントリ（RKE: Remote Keyless Entry）は、我が国においては、平成19年に、315MHz帯を使用し、免許を要しない無線局（特定小電力無線局）として導入されています。一方、国際的には433MHz帯を使用した同システムの普及が進み、433MHz帯がTPMS及びRKEにおける世界標準周波数となっています。

国際的な周波数協調を見据え、国内においても新たな周波数の利用が求められていることから、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）における検討を経て令和6年11月、「433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けました。

これを受けて、当該システムを導入するために必要な制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和6年11月16日（土）から同年12月16日（月）までの間、意見募集を行いました。

改正の概要は別紙1のとおりです。

2 意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は、別紙2のとおりです。

3 電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等及び周波数割当計画の一部を変更する告示案のうち電波法（昭和25年法律第131号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会に諮問したところ、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

4 今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

【関係報道資料】

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

－433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入に係る制度整備－
(令和6年11月15日(金))

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000671.html

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち

「433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリに係る技術的条件」

－情報通信審議会からの一部答申－(令和6年11月12日(火))

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000670.html

(連絡先)

【周波数割当計画の変更案以外について】

総合通信基盤局電波部移動通信課

(担当：芦澤課長補佐、塚本第一技術係長)

電話：03-5253-5895

E-mail：land_radio_atmark_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

(担当：渡辺周波数調整官、加地第二計画係長、中川第三計画係長)

電話：03-5253-5875

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。)

改正の背景

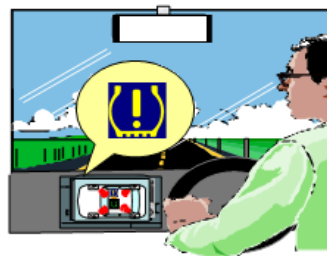
- タイヤ空気圧モニタリングシステム（TPMS:Tire Pressure Monitoring System）及びリモートキーレスエントリ（RKE : Remote Keyless Entry）は、我が国においては、平成19年に、315MHz帯を使用し、免許を要しない無線局（特定小電力無線局）として導入されている。
- 一方、国際的には433MHz帯を使用した同システムの普及が進み、433MHz帯がTPMS/RKEにおける世界標準周波数となっており、国際的な周波数協調を見据え、国内においても、新たな周波数の利用が求められている。
- このような状況を踏まえ、433MHz帯を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリシステムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和6年11月12日に情報通信審議会からの一部答申を受けたため、今般、当該システムの導入に係る制度整備を行うものである。

諸外国におけるTPMS・RKEの利用周波数

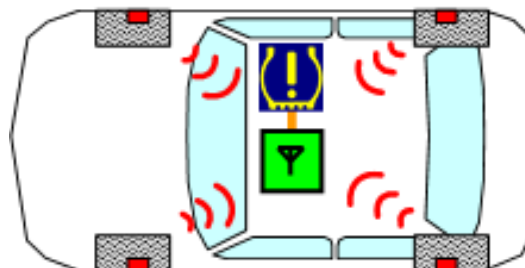
国	315MHz帯	433MHz帯
日本	○	×
米国	○	◎
EU	×	◎
中国	○	◎
韓国	○	○

※◎は、主に利用されている周波数帯

タイヤ空気圧モニタリングシステム (TPMS)



タイヤの空気圧を運転席で確認でき、タイヤの異常を把握できる



リモートキーレスエントリ (RKE)



- ・ドアロックの開閉
- ・エンジンスタート
- ・ドア開閉等の操作



制度整備の概要

改正の概要

- 情報通信審議会からの一部答申（令和6年11月）を受け、433MHz帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムの導入に向けた省令（電波法施行規則及び無線設備規則）及び関連告示の改正案を策定。
- 本改正案について、令和6年11月16日（土）～同年12月16日（月）の期間で意見募集を実施。
- 意見募集の結果、5件の意見が提出された。

電波法施行規則

- ✓ 免許を要しない無線設備のうち433MHz帯を使用する特定小電力無線局に、タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムを追加（第6条第4項第2号）

無線設備規則

- ✓ 433MHz帯を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準に、タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムの条件を追加（第49条の14第5号）
- ✓ 433MHz帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリーシステムの不要発射の強度の許容値を規定（別表第3号）

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ✓ 技術基準適合証明のための特性試験項目（別表第1号）

関連告示

対象告示	根拠法令
周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）	電波法第26条第1項
平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）	電波法施行規則第6条第4項第2号
平成元年郵政省告示第49号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）	無線設備規則第49条の14
平成18年総務省告示第659号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）	無線設備規則別表第2号第28
平成23年総務省告示第507号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）	無線設備規則別表第1号注34
四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件	無線設備規則第49条の14第5号ホ及び同条第11号二

(参考) 433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーに係る技術的条件

■ 433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーの用途等

- 主として自動車に装着される無線設備であって、当該自動車のタイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものであること。
- 主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行うものであること。

■ 433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリーの主な技術的条件

他システムとの共用検討の結果や諸外国の規格との整合等に配慮して、パラメータを決定

項目	技術的条件
使用周波数	433.92MHz (433.795MHz~434.045MHz)
占有周波数帯幅の許容値	250kHz
空中線電力 (EIRP)	1mW
空中線電力の許容偏差	上限20%以内
通信方式	単信方式、単向通信方式、複信方式
送信時間制限	1時間当たりの総和を360秒以下。 周期的な送信を行う場合にあっては、電波を発射してから1秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、休止時間を1ミリ秒以上とすること。
違法改造対策	一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない構造であること
不要発射の強度の許容値 (EIRP)	1GHz以下 (433.795MHz~434.045MHzを除く) : 250nW以下/100kHz 1GHz超 : 1μW以下/1MHz
受信設備が副次的に発する電波等の限度 (EIRP)	1GHz以下 : 4nW以下/100kHz 1GHz超 : 4nW以下/1MHz
キャリアセンス	規定しない

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
 (433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入)
 に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
 (意見募集期間：令和6年11月16日～12月16日)

提出件数5件(法人・団体等1件、個人2件、匿名2件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	日本自動車輸入 組合 環境部	<p>国際的に主流となっているTPMS/RKEの使用周波数433.92MHzにつきましては、欧米や韓国で共通化が進められるなか、現在315MHzのみの利用が許可されている国内において、国際調和の観点から、その使用を求める声が切実になっておりました。</p> <p>このたび、貴省、アマチュア無線連盟はじめ関係者の皆様のご理解並びにご努力により、国際協調に向けた当該周波数のTPMS/RKEへの使用制度化に向け、情報通信審議会より一部答申を受けた事を歓迎いたします。引き続き制度化に向けたプロセスが年度内に進められることに加え、将来的にはボーダレスな部品の共通化が可能となるよう、更なる国際協調が図られることを期待いたします。</p>	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
2	匿名	<p>個人輸入業者です。本件改正に賛同します。施行後早急にTPMSの技適マーク取得を予定していますので、以下の2点の確認、回答をお願いします。</p> <p>1 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第一は改正がないことから、特性試験の項目は、周波数、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度等、空中線電力、副次的に発する電波等の限度の5項目と認識しています。送信時間制限装置は技術基準は存在するが特性試験の項目にはなっていないという理解で間違いはないでしょうか？特性試験</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>1について、送信時間制限装置は別表第1第1項(3)イに規定する「送信装置又は受信装置以外の装置」に該当し、総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行う必要があります。</p> <p>2について、特性試験の試験方法について</p>	無

		<p>項目であるということであれば、その根拠規定を明示してください。</p> <p>2 総務大臣が告示する試験法の改正案が示されていませんが、いつ意見募集を予定しているのか明確にしてください。できるだけ早く海外のTPMS製品を輸入販売するためには、この試験法の告示が必須と理解しています。</p>	<p>は、平成16年1月26日総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）に定める試験方法のほか、試験方法が定められるまでの間、登録証明機関が臨時に特性試験の試験方法と認めた試験方法で行うことが可能です。</p> <p>本案において特定無線設備に追加する無線設備の試験方法に係る告示の改定についても速やかに進めて参ります。</p>	
3	匿名	<p>改正自体には賛成しますが、無線設備規則第49条の14のタイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムの定義が答申と少し違っています。できる限り、答申に合わせるべきではないかと思えます。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、無線設備規則第49条の14第5号の改正案について、以下の通り修正いたします。</p> <p>ロ 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。）又はキーレスエントリーシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。</p>	有
4	個人	<p>433MHzはアマチュア無線の周波数で、しかも呼び出し周波数です。</p>	<p>本改正案は、タイヤ空気圧モニタリングシス</p>	無

		<p>少なからず影響は出ると思われるので、反対します。</p>	<p>テムとキーレスエントリーシステムの導入に係る技術的条件の一部答申を踏まえ、必要な制度整備をするものです。</p> <p>情報通信審議会における検討では、アマチュア無線局に対し、433MHz帯TPMS/RKEからの干渉により重大な影響が発生する可能性は低いとの結果がでており、同システムが使用する周波数（433.795MHzを超え434.045MHz以下）はアマチュア局の呼出周波数（433.0MHz）とも異なっていることから、共用は可能であると考えます。</p>	
5	個人	<p>アマチュア無線で使用されている帯域を割り当てることになるが、一次業務をアマチュア無線としてほしい。</p> <p>世界的に使用される周波数帯であることを踏まえて、アマチュア無線局からの影響を容認する形で周波数を共用するのが理想であると思います。</p> <p>433MHz帯の使用に関しては仕方がないと考えています。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、本件に係る周波数割当計画の変更案は、タイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムを導入するにあたり、同システムを二次業務として割り当てるものであり、アマチュア業務は引き続き一次業務での分配としております。そのため、二次業務であるタイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムは、一次業務であるアマチュア局からの影響を容認して運用する必要があります。</p>	無

注 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

注 その他、改正案と無関係と判断されるものが 1件ありました。